

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業を取り巻く環境の変化に迅速且つ的確に対応するとともに、経営の透明度向上と効率性・健全性を追求したコーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題の一つと認識し、ガバナンスの更なる充実と強化に取り組んでおります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[原則4-10 任意の仕組みの活用]

補充原則4-10-1

当社は、監査等委員会設置会社であり、任意の諮問委員会は設置していませんが、取締役の指名及び報酬については、独立社外取締役から取締役会等で適切な関与・助言を受け、決定いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に踏まえた上で、政策保有株式を保有しております。

議決権の行使にあたっては、定型的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の中長期的な企業価値向上、株主還元向上等を総合的に勘案し判断を行うこととしております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者間の取引については、「関連当事者取引管理規程」を定め、係る取引において不正な取引を強要されたり取引条件が歪められたりすることがないような体制を整備しております。

また、取締役と会社との関連当事者間の取引の有無については、毎年定期的に調査を実施しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念、目標とする経営指標を当社ホームページに掲載しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに係る基本方針についてコーポレートガバナンス報告書に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、月額報酬と業績連動報酬で構成されております。月額報酬は、その職務内容及び前年度の実績等を勘案し、決定しております。業績連動報酬に関しては、当期における利益額の相当の範囲内で個別業績を評価し、決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名および執行役員の選任にあたっては、人格並びに見識ともに優れ、その職責を全うすることのできる者を指名・選任する方針としています。選任候補者は選任理由を明記の上、株主総会にて承認決議されております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社では、従来より全ての取締役候補者について、株主総会招集ご通知(株主総会参考書類)に記載しております。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1-1

当社は取締役会において法令および定款に定められた事項、当社および当社グループ会社の重要事項等を決定しております。

また当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機関である取締役会と取締役会の意思決定に基づく業務執行機能の分離を行い、経営における意思決定の迅速かつ機動的な実行を図っております。

また、決裁基準規程に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役社長、担当取締役等の意思決定機関に関する決裁、審議、承認等に係る権限を明確に定めております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社が監査等委員として選任しております独立社外取締役の2名は、財務及び会計に関する高い見識・専門性及び豊富な経験を有しています。様々な観点から取締役会や監査等委員会にて有用な指摘、意見をいただいております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の独立性判断基準としては、会社法上の社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立役員の要件を参考とし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない人物を独立社外取締役の候補者として選任しております。

[原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4-11-1

当社の企業価値の向上に繋がるために必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社外取締役については、会社経営、法律、財務会計、マーケティング等各専門的分野の知見を有している者を選任しております。

社内取締役については、当社の企業理念や行動基準に基づき、人格・知見に優れていることに加え、業績(貢献度)や経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選任しております。

#### 補充原則4 - 11 - 2

全取締役及び全監査等委員の兼任状況については、招集通知・有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書にて適正に開示しております。

#### 補充原則4 - 11 - 3

当社は監査等委員会設置会社へ移行し、独立社外取締役を新たに2名選任しました。

独立社外取締役が取締役会にて積極的な質疑を行うことで、各取締役間での意見交換や議論が活発に行われており、取締役会の活性化並びに機能・実効性の維持・向上が図られております。

#### [原則4 - 14 取締役のトレーニング]

#### 補充原則4 - 14 - 2

当社では、取締役の全員を対象として適宜外部講師を招聘し研修を行い、また、新しい知識の習得や能力の向上を目的として、外部団体への加入や外部セミナーの受講を実施しております。

#### [原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は株主・投資家との対話を図るための具体的な取り組みとして、定期的にIR説明会を開催しております。

また、機関投資家からの個別面談、電話取材等の要望に対してIR担当役員を中心に適宜対応させて頂くなど、株主との積極的な対話に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### [大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	2,340,000	15.90
株式会社立花エレテック	1,059,808	7.20
株式会社サンセイテクノス	763,000	5.19
たけびし従業員持株会	710,079	4.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	562,800	3.82
矢野チズ子	438,700	2.98
株式会社京都銀行	428,000	2.91
三菱UFJ信託銀行株式会社	326,000	2.22
京都中央信用金庫	253,300	1.72
株式会社滋賀銀行	237,600	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平井出 浩志	他の会社の出身者													
廣瀬 裕	税理士													
山田 善紀	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平井出 浩志			当社の大株主であり主要な仕入先・販売先である三菱電機株式会社の従業員であり、同社関西支社の副支社長であります。	コーポレートガバナンスの観点から、意思決定において意見を述べてもらうためであります。なお、同氏は、豊富な経験と高い専門性に基づき、中立で客観的な立場に基づく経営監視が期待できるものと考えております。
廣瀬 裕			当社と顧問契約をおこなっている「税理士法人 広瀬」の代表者であります。	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を活かして監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断したためです。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

山田 善紀				公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験並びに他社の社外取締役及び社外監査役としての経営管理の経験も豊富であり、監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断したためです。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
-------	--	--	--	---

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置します。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。  
 なお、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査等委員である取締役(3名)は、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、取締役の職務執行、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を行い、代表取締役社長との経営方針の確認、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ・監査等委員である取締役及び監査室は監査法人と定期的に報告会を持ち、積極的にディスカッションを行うなど緊密な連携を保っております。
- ・内部監査としては、監査室(3名)を設置し、業務執行から独立した立場で各部門及び子会社の業務監査を行い、社内規程の遵守、業務の適正化について定期的監査を実施し、内部統制強化を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

### 該当項目に関する補足説明

利益額を基準に、内規で予め定められた算式により役員賞与総額を算出しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期において、当社の役員に支払った報酬総額は次のとおりであります。

- (1) 定款または株主総会決議に基づく報酬  
取締役(監査等委員を除く)141百万円、取締役(監査等委員)13百万円、監査役 3百万円、  
社外役員 6百万円 合計163百万円
  - (2) 取締役会決議による役員賞与  
取締役 148百万円 合計148百万円
- 当社は、2017年6月28日開催の第128期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 当社は、平成29年6月28日開催の第128期定時株主総会の決議を経て監査等委員会設置会社に移行しました。取締役の報酬等については、当該株主総会の決議により、それぞれの報酬限度額を決定しております。  
・取締役(監査等委員を除く。)の報酬総額は年額400百万円以内であります。  
・監査等委員である取締役の報酬総額は年額40百万円以内であります。
2. 取締役の報酬等については、月額報酬と業績連動報酬とで構成されており、月額報酬は取締役の役位、その職務内容及び当社の状況等を勘案し、決定しております。業績連動報酬に関しては、当期における利益額の相当の範囲内で個別業績を評価し、決定しております。
3. 監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へは、経営推進室総務部が主体となって、取締役会の開催や資料の事前配布等の情報の伝達を行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の迅速な意思決定と透明性を確保することにより、当社の更なる企業価値の向上を図るため、2017年6月28日開催の第128期定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名(内、社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)で構成されています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年となっております。

また、原則として毎月1回開催の取締役会のほか、経営活動を強力に推進するために、取締役(社外取締役を除く)で構成される経営会議を原則として毎月1回開催して迅速かつ効率的な意思決定を行っております。

監査等委員会は、常勤の社内取締役1名、社外取締役2名で構成しており、社外取締役全員を独立役員に指定しています。監査等委員は、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧のほか、原則として毎月、監査等委員会を開催し監査意見の交換を行います。また、年間監査

計画に基づき、常勤の監査等委員が現業部門等への往査、関係会社への訪問調査などを行います。

内部監査については、監査室が業務部門から独立した公正・不偏の立場で内部監査を行い、関係会社を含む内部統制の推進・改善に取り組んでいます。

会計監査については、会計監査人は監査等委員会及び監査室とも緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換ならびに意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前述2のとおり、当社が監査等委員会設置会社であるのは、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的としたものです。

当社は、取締役会を原則として毎月1回開催し、業務執行状況に関して適宜報告を行うとともに、経営上の重要事項について審議を行い、迅速な意思決定を行っております。また、監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、取締役の職務執行、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など、厳正に監査を行います。

こうした取組みの結果、客観的な立場から経営を監視する体制が機能していると判断して、現状の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、発送日7日前に当社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ( <a href="http://www.takebishi.co.jp/company/ir/meeting.html">http://www.takebishi.co.jp/company/ir/meeting.html</a> )に、英訳の招集通知を掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会后に株主様向け会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券アナリスト協会を通じて、半年に1回開催しております。また、個別説明会も実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「適時開示資料(リリース)」、「有価証券報告書」、「四半期報告書」、「事業報告書」、「株主総会招集通知」、「株主総会決議通知」などのIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営戦略室企画部です。 IR担当役員は、取締役 上席常務執行役員 経営戦略室長 亀井孝です。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球にやさしい企業を目指し、全社を挙げて様々な環境問題に対して積極的に対応し、平成13年8月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」の認証を取得しております。
その他	当社は、「顧客第一」の経営方針のもと、製品(商品)の品質保証と顧客満足度の向上を目的に、平成15年9月に品質マネジメントシステムの国際規格「ISO9001(2000年版)」の認証を取得しております。 また、お客様と社会の信頼・要望に応えるため、情報資産の安全かつ適正な管理・運用を実施することが重要と考え、本社の当該部署においては平成24年1月に情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」(ISMS)を取得し、平成27年1月に2013年版への更新を完了しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。

また、併せて内部通報制度(ホットライン)を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。さらに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの勢力から不当な要求を受けた場合には、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で対応いたします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、高度情報化・グローバル化の進展に伴うリスクの多様化に備えて、内部監査専任部署である監査室に加え、管理部門を経営戦略室と経営推進室に組織設定し、危機管理に関する情報提供・啓発活動を当社グループ全体で行うことにより、危機管理体制の充実と強化を図り、内部通報規程やコンプライアンス規程など諸規程の整備を行っております。

また、重要な法務問題については、必要により顧問弁護士と連携し対応しております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任では、その任期は1年となっており、事業年度毎の経営責任の更なる明確化が図られております。また、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。なお、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、経営会議等を定期的に開催して重要事項の審議・意思決定を行い、効率的な業務執行が行われるように努めております。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1項に記載の通り、関係子会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係子会社の業務の適正を判断するため、「関係会社管理規程」を定めており、全般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置します。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。

なお、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。

#### 7. 当社グループの役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び使用人は、法令、定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告します。また、内部通報制度を設けコンプライアンス責任者が重大と判断した場合は、監査等委員会に報告します。

なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

#### 8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を行っております。また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

#### 9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、その適正の是非について経営推進室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、円滑に当該費用または債務を処理いたします。

なお、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることにしております。

#### 10. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「企業倫理の遵守と社会への貢献」の行動基準の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、前述1で定めている通り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの勢力から不当な要求を受けた場合には、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で対応いたします。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【たけびしグループ コーポレートガバナンス体制図】

